

平成28年 第11回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成28年11月28日(月) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名
1番 金崎 均 2番 水町 茂 3番 大西 準一
5番 大福 裕子 6番 木浦 由子 7番 森 清一
8番 永友 祥一 10番 永友 定己 11番 坂本 幸
12番 宇治橋 俊美 13番 永友 清太 14番 渡瀬 俊弘
会長 坂本 弘志
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
第2 会期の決定(別記のとおり)
第3 諸報告
第4 議案第42号 農地移動適正化あっせん事業について
第5 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 議案第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認
について
第7 議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
第8 議案第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の決定について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、只今から平成28年第11回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは、坂本会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

[議長]

本日の委員、13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法律第27

条第3項により、総会は成立しております。これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、13番 永友 清太委員・14番 渡瀬 俊弘副会長を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定につきましては別記のとおり、本日11月28日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】異議なしと認めます。よって会期は、本日11月28日の1日間と決しました。

日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告、業務報告【11月】4日(金)高鍋町農業者年金受給者協議会会員交流会が高鍋町中央公園で行われました。グランドゴルフを行っております。会長、木浦委員、事務局から鳥井、佐野主査が出席しております。10日(木)平成28年度第3回高鍋町特別融資制度推進会議が高鍋町役場第2会議室で行われています。会長、事務局からは三笠補佐が出席しております。11日(金)第8回常設審議委員会が宮崎県トラック協会で開催されています。会長が出席しております。17日(木)が西都児湯市町村農業委員会会長、農業者年金受給者協議会会長、農業委員会事務局長合同先進地視察が行われています。大分県大分市JR九州ファームに行っております。会長、事務局からは鳥井が出席しております。18日(金)同じく先進地視察です。福岡県北九州市中央卸売市場に行っております。会長、事務局からは鳥井が出席しております。21日(月)現地調査です。永友祥一委員、永友清太委員、宇治橋委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席しております。22日(火)平成28年度女性農林漁業者ネットワーク交流会が川南町文化ホールで開催されています。木浦委員、大福委員が出席しております。同じく22日(火)あっせん委員会を高鍋町役場第3委員会室で行っております。宇治橋委員、事務局からは鳥井、三笠補佐が出席しております。本日28日(月)が平成28年度第2回高鍋町議会臨時議会です。議場で行われています。会長、水町委員、鳥井が出席しております。同じく28日(月)第11回高鍋町農業委員会総会となっております。全委員、全職員出席です。総会の後に平成28年度第2回高鍋町農業経営改善等対策会議が行われます。全委員、事務局からは鳥井、三笠補佐が出席予定となっております。

業務計画【12月】です。2日(金)平成28年第3回高鍋町議会臨時議

会です。会長、水町委員、事務局からは鳥井が出席致します。8日(木)平成28年第4回高鍋町議会定例会開会予定となっております。会長、水町委員、事務局からは鳥井が出席予定です。12日(月)第9回常設審議委員会です。宮崎県トラック協会です。会長が出席予定です。13日(火)認定農業者協議会があります。総会終了後、出欠をとらせて頂きます。全委員となっておりますけども、都合がつく方はぜひ出席をお願い致します。事務局からは鳥井が出席予定です。同じく13日が認定農業者との意見交換会が7時半から町内で行われることになっています。全委員、事務局鳥井となっておりますが総会后出欠をとらせて頂きます。21日(水)現地調査です。水町委員、金崎委員、木浦委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。26日(月)平成28年第12回高鍋町農業委員会総会、高鍋町役場第3会議室、全委員、全職員出席予定です。なお、12月は議会中であるため、行事の変更、行事への参加者変更が発生する場合がございますがご協力をお願い致します。業務報告、業務計画につきましては以上です。

[事務局]

3ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。農地法5条申請平成28年10月21日現地調査を行っております。譲受人 ○○○○ 譲渡人 ○○○○、○○○○ 転用目的は建売住宅で問題ありません。

譲受人 ○○○○ 譲渡人 ○○○○ 転用目的は一般個人住宅で問題ありません。なお、11月11日付けで許可となっております。

続きまして4ページをお開きください。農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてです。

1番 権利者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 185㎡ 外17筆です。取得日平成27年11月20日 取得事由は相続です。あっせんの希望はありません。

次のページをお願いします。

2番 権利者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 地目 畑 539㎡ 外3筆です。取得日平成28年1月31日 取得事由は相続です。あっせんの希望は農地4筆の内2筆の貸渡申出があり、本総会の議案第42号 農地移動適正化あっせん事業の3番において提案をしております。

続きまして6ページをお開きください。農地の時効取得に関する通知について 1番 申請地 ○○大字○○字○○ ○○番 田 33㎡ 取得日平成7年12月31日 権利者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 義務者 ○○○○ ○○番 ○○○○ 以上です。

7ページをお開きください。農地法第3条による使用貸借契約の解約です。

1 番 申請地 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 田 1,437 m² 貸渡人
〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇
〇〇〇 解約届出日 平成28年11月14日 解約成立日 平成28年1
1月14日 土地引渡日 平成28年11月28日 以上報告いたします。

[議長]

只今の報告についてご意見・ご質問はございませんか。

[12番]

今月の22日に、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの所有権移転であっせん委員
会を開きました。反当〇〇、総額〇〇円で成立しました事を報告いたしま
す。

[議長]

その他ご意見・ご質問はございませんか。それでは質問も無いようですか
ら以上で諸報告を終わります。

それでは続きまして、日程第4議案第42号 農地移動適正化あっせん事
業についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8ページをお開きください。議案第42号 農地移動適正化あっせん事業
について 1番 平成28年11月2日 売渡又は貸渡の申出です。申出者
〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番
田 729 m² 外2筆 2番 平成28年11月9日 売渡の申出です。申出者
〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番
田 319 m² 外1筆 3番 平成28年11月16日 貸渡の申出です。申出
者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇
〇番 畑 539 m² 外1筆 この申出につきましてあっせん委員の指名をお
願い致します。

[議長]

只今、説明が終わりましたがご意見・ご質問はございませんか。【質問なし】
それではあっせん委員の指名を致します。

売渡申出	1番	担当委員	6番	木浦	由子	委員
		順番委員	15番	坂本	弘志	委員
	2番	担当委員	13番	永友	清太	委員

順番委員 1 番 金崎 均 委員
3 番 担当委員 1 1 番 坂本 幸 委員
順番委員 2 番 水町 茂 委員

よろしく申し上げます。

次に、日程第 5 議案第 4 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 8 ページをお開きください。議案第 4 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。1 番 無償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番地目 田 1,437 m² 外 1 筆 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 この件につきまして担当の坂本幸委員お願いいたします。

[1 1 番]

説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇君は〇〇です。今回、畑 5 反余りと田んぼを 1 反余りの 6 反余りを〇〇という形で〇〇〇〇さんから〇〇〇〇君へ〇〇するものであります。主に〇〇〇〇君は〇〇をしています。田んぼは水稻で畑はハウレンソウや落花生、今回は芋を植えるようです。どうかよろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[1 2 番]

報告いたします。今月の 2 1 日、私、宇治橋と永友清太委員、永友祥一委員、事務局 2 名で現地調査を致しました。この田んぼは〇〇の中にある〇〇沿いにあり、東側は高い崖っぷちの山で、田んぼは幅 15m くらいの〇〇に沿った楕円形の細長い田んぼでありました。稲を刈った後で掛干しがしてありまして、良く管理されていて問題はありませんでした。また畑の方は、南側が牛舎で 3 分の 2 ほど芝が植えてあり、3 分の 1 はきれいに耕運されており、一部ハウレンソウが作付けされておりました。周りは畑で問題は無いと思います。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

19ページをお開きください。農地法第3条調査書をつけております。農地法3条第2項各号に該当していない為許可要件をみたしていると考えます。譲受人は譲渡人の〇〇です。〇〇が経営移譲年金を受給するために〇〇間の使用貸借契約を結んでいましたが期間満了に伴う再設定にあたり、譲渡人の希望で贈与を受けることになりました。申請地は現在、譲受人がハウレン草や水稲を耕作し、権利取得後甘藷の栽培も行う予定です。本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

[議長]

次に日程第6 議案第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

24ページをお開きください。農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認についてでございます。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 396 m² 申請人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は駐車場となっております。担当の永友定己委員よりご説明をお願いいたします。

[10番]

説明いたします。第4条の許可申請です。申請人は〇〇〇〇さんです。農地の所在は26ページの図面を見てください。所在地は大字〇〇 〇〇番〇〇〇のちょうど裏になりまして、貸家の駐車場が無く、駐車場が欲しいとのことでした。水利組合との確約書等も揃っていて何も問題ないと思います。よろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願い

いします。

[13番]

報告いたします。申請地はここ数年何も耕作されていないような状態ですが草刈りがしっかりされていきました。少し雑草が伸びている程度でありました。東側と西側に農地がありますけども、それぞれに進入路があり、ブロック塀をつくということなので問題はないと思われま

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、準工業地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象であります。転用目的は駐車場であり、転用面積は396㎡となっております。転用理由は、今回、転用申請の駐車場は借家の駐車場であり、現在、借家は気に入っていただけても駐車場がない為何人もの人に断られたことから、今回の申請に至っております。隣地は東西が農地で、南北が宅地となっております。駐車場にする土地の周りにはブロックを設け、盛土を行い砂利を敷き詰めることとなっております。排水処理等については雨水の半分は自然浸透、残りについては南側の排水路に放流するとの確約書が添付されております。事業費は、土地造成費〇〇円となっております。資金については金融機関の残高証明書が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

[議長]

次に日程第7 議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

30ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定による許可申請

書承認についてでございます。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番畑 335 m²でございます。所有権移転でございます。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇となっております。譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は駐車場となっております。担当の永友定己委員ご説明をお願いいたします。

[10番]

農地の所在は〇〇で畑です。面積は 335 m²で、場所は〇〇の〇〇〇〇から左へ 100m位行った所です。〇〇〇〇が東側にあります。そのちょうど前です。図面は32ページです。15日に〇〇〇〇さんの所に行って確認しましたところ駐車場にされるとの事で、委任状及び確約書等も揃っていて何も問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[13番]

報告いたします。申請地は家庭菜園として大根、ゴーヤ、オクラ、レタス等 15種類以上の野菜や果樹が植えてありました。フェンスを挟んで東側に耕作地がありましたけど、ブロック塀を設置して排水に留意をするということで問題はないかと思われまます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域 第2種中高層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象であります。転用目的は駐車場であり、転用面積は 335 m²となっております。転用理由は譲受人は申請地近くで〇〇〇〇を行っており、この度、駐車場スペースを拡大したいことから適地を探していたところ本申請地が適地と判断し、また、譲受人と折り合いが付いたため今回の申請に至っております。東側には耕作地はございますが、ブロック塀を設置し被害を与えないよう排水等に留意することとなっております。排水処理については汚水は発生せず、雨水については側溝に流すとの確約書が添付されております。事業費は、譲渡価格〇〇円、工事費〇〇円、合計〇〇円とな

っております。資金については金融機関の残高証明書が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

[事務局]

続きまして2番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 721 m² 所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇 転用目的は宅地分譲となっております。担当の大福委員よりご説明をお願い致します。

[5番]

〇〇〇〇さんが数年前に相続されましたが、本人達は農業をしないという意思表示をされて今回の申請となっております。36ページをご覧ください。〇〇〇〇、〇〇〇〇と駐車場側にはブロックがされておりませんが、今年までは水稲として利用されておりました。非常に管理が行き届いていたと思います。今回の申請は理にかなっていると思います。よろしくお願ひします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[8番]

報告します。11月21日に宇治橋委員、永友清太委員、事務局鳥井局長、佐野主査と私〔永友祥一〕5名で現地確認を行いました。申請地は今、大福委員がおっしゃったとおり、〇〇〇〇の横です。米を作られた後、耕耘されていて今は短い草が生えておりました。譲受人の〇〇〇〇と読むんですけど、〇〇〇〇は購入後宅地分譲をされるそうです。問題はないと思われま

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は都市計画用途区域 第2種住居地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象でございます。転用目的は宅地分譲であり、転用面積は721㎡となっています。転用理由は宅地分譲地を探していたところ申請地が交通の利便性も良く住宅用地に最適であると判断し今回の申請に至っております。北側は道路、他は宅地であり道路高さまで盛土を行い、境界部分にはブロック塀を積み隣地への土砂の流出を防止し、雨水、汚水は道路側溝へ放流することとなっています。排水処理につきましては、汚水は公共下水道または浄化槽を設置後、側溝へ接続し雨水等については排水路へ放流するとの確約書が添付されております。事業費は土地購入費〇〇円、土地造成費〇〇円、合計〇〇円となっています。資金については金融機関の信用保証決定のお知らせが添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

続きまして3番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 231㎡
外1筆 所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇
〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は農業用倉庫及び
進入路となっております。担当の永友清太委員よりご説明をお願いいたします。

[13番]

説明致します。40ページをお開きください。申請地の地図がございます。〇〇〇〇の信号から西に入りましてすぐ〇〇〇〇があります。その西隣になります。41ページをご覧ください。赤いペンで囲んである所が申請地です。東側は〇〇〇〇になっております。南側に町道がありまして、西側は細い里道を挟んで水路があつて隣の屋敷林となっています。北側は譲受人〇〇〇〇さんの土地とその先に〇〇〇〇さんの住居があります。この申請地は少なくとも30年前位から更地の状態でありまして、信号待ちする車が離合のために停車していました。以前〇〇〇〇が道を挟んであつたんですが、そこの利用者が車を止めたりしていた経緯がございます。〇〇〇〇さんも自宅

に入るのに進入路として使わせてもらっていた経緯があります。今回、譲渡人の〇〇〇〇さんと話がまとまりまして、進入路と農業用倉庫を建てられる計画です。土地代は総額で〇〇円です。よろしくお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[8番]

説明します。11月21日に5名で現地確認を行いました。申請地は永友清太委員の説明どおりです。現地は砂利が下に敷いてあって綺麗に整地がされております。購入後は先ほど言われましたとおり、42ページが分かりやすいと思います。倉庫を建てて住宅につながる進入路としても使いたいという事で問題ないと思われまます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、住宅等が連単する区域に近接する10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地であると判断されます。第2種農地は転用許可対象でございます。転用目的は農業用倉庫及び進入路であり、転用面積は300㎡となっております。転用理由は稲作と露地野菜の栽培農家ですが、進入路がなく農業用倉庫を建設したいため今回の申請に至っております。なお、宅地を譲り受けた当初より接続道路がなく、何度か隣接地を取得できないか交渉をしたが不成立に終わったとのことです。図面上は公道がありますが現状は水路の傾斜部となっております使用は不可能であり、入り口部分は1.5mしかない状況であります。北側は自己所有地、南、西は、公道、東側は県有地となっております。雨水は西側の水路に流れるような造成を行うこととなっております。事業費は、土地代〇〇円、造成費〇〇円、倉庫建築費〇〇万円、合計〇〇円となっております。なお、譲受人の預金通帳の写しが添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。小丸川土地改良区からは農地転用に伴う措置について協議が整い、小丸川土地改良区としては差し支えないとの意見書が添付されております。なお、事前着工となっておりますので始末書が添付されております。以上です。

[議長]

只今、説明、報告が終わりましたが、ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[議長]

次に日程第8 議案第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

45ページをお開きください。議案第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、所有権移転です。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 3,118 m² 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。この件は、先ほど報告いたしましたあっせんで成立した土地でございます。今月22日にあっせん委員会をしたんですが、〇〇〇〇より〇〇〇〇さんへの所有権移転でございます。〇〇〇〇さんは〇〇の認定農業者でもあり、現在は甘藷、千切り等生産されている専業農家でございます。何も問題はないと思います。先ほども言いましたが、反当〇〇円、総額〇〇円ということでございます。よろしくをお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 2,680 m² 所有権の移転をする者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の渡瀬副会長よりご説明をお願いいたします。

[14番]

説明いたします。〇〇〇〇によりまして、本来5年計画の平成30年4月に〇〇〇〇からの売渡しの予定でしたが、〇〇〇〇さんご本人から予定より早めに関心があると申し出がありまして、期間を繰り上げての買い受けとなります。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 641 m² 外1筆 所有権の移転をする者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の永友定己委員よりご説明をお願いいたします。

[10番]

この件は、5年間の契約が切れて改めて〇〇〇〇さんが買受をされたとのことで、今日電話で確認したのですが、金額は忘れましたが、〇〇位だと思います。〇〇〇〇さんは機械類も多く持っておられ何も問題ないと思われま。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが事務局からその他連絡事項がありましたらお願いします。

それでは、これをもちまして、平成28年第11回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(14時46分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 1 3 番

署名委員 1 4 番